

水道施設の破損、移設等に伴う費用徴収に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業者その他の者（以下「原因者」という。）が故意又は過失により香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の水道施設及び需要者の給水装置に損傷等を与えた場合並びに原因者のために企業団の水道施設及び需要者の給水装置を移設した場合における費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求する費用)

第2条 前条に規定する場合には、企業長は、原因者に対して、次に掲げる費用を請求するものとする。

- (1) 公道、私道、私有地を問わず、導水管、送水管、配水管、給水管（メーター1次側）その他水道施設に損傷を与えた場合の当該損傷の復旧に要する費用（原型復旧以外に防護等の措置が必要となった場合にあっては、当該措置のために必要な費用を含む。）
- (2) 企業団が管理する水道施設の移設又は仮設が必要となった場合に発生した費用
- (3) 破損、移設又は仮設に伴い発生した断水、水質異常等の復旧に要する費用
- (4) 給水装置新設工事、改造工事又は給水装置破損に伴い発生した断水、水質異常等の復旧に要する費用
- (5) 油脂等の投棄又は流出により浄水処理が不可能となった場合の復旧に要する費用
- (6) 復旧作業に必要となった断水、水質異常等の復旧に要する費用
- (7) 破損、給水装置新設工事、改造工事、給水装置破損若しくは浄水処理停止又はこれらの復旧作業に伴い、企業団が水道利用者から補償を請求された場合の当該補償に要した費用
- (8) 復旧、移設又は仮設工事の監督又は立会いに要した費用
- (9) その他必要となった費用

(費用の請求)

第3条 前条に掲げる費用は、原因者に通知の上、請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求を行うときは、当該請求の日から30日以内の日を、納期日として指定するものとする。

(費用の算定)

第4条 第2条の規定により請求する費用は、次に掲げる額を合計した額とする。

- (1) 人件費
企業団職員が工事監督、立会いその他復旧等作業に従事した場合は、別に定める職

員給与等をもって算出した額

(2) 工事費

材料費、土木費、機械器具損料、路面復旧費、賃借料、車両運転費その他工事に要した費用

(3) 外注費

水道施設の維持管理を委託している場合など、維持管理業者が事故対応等に要したとして企業団に対して請求があった場合、その費用

復旧工事設計、移設工事設計及び仮設工事設計を外注した場合の委託設計費用

(4) 事務費

企業団自ら工事設計等を行う場合の事務に要する費用

(5) 損失水費

破損した管から流出し損失した水量について、管の口径及び流出時間によって算出した額に相当する費用

(6) 断水費

工事施工又は復旧のため、断水が長時間続き、又は断水区域が広域に及び、給水量に多大の損失が生じたとき企業団が認めた場合に徴収する、企業団が本来得られるはずであった給水収益の損失額相当額の費用

(7) 放流水費

工事復旧後の洗管等に要する水量について、管口径及び管延長によって算出した費用

(8) 宣伝費

断水その他工事に必要な事項を一般に周知宣伝するために要した費用

(9) 応急給水費

断水及び水質異常が発生した地域へ応急給水した場合に要した費用

(10) 諸経費

諸経費の対象となる費用の合計額に所定の率を乗じて算出した費用

(11) 消費税

消費税の対象となる費用の合計額に所定の率を乗じて算出した費用（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

(12) 二次被害補償費

断水、流出水等により第三者の人命又は財産に損害を与え、企業団が第三者に損害賠償を行った場合、その損害賠償額相当額の費用

(原因者の協力)

第5条 企業長は、第1条に規定する場合に該当することとなった場合には、原因者に対し、速やかに協議に応ずるよう求めなければならない。

- 2 第1条に規定する場合に原因者が復旧工事又は移設工事を行うときは、企業長は、必要がないと認めた場合を除き、原因者に対し、企業団の職員の立会いの下に行うよう求めなければならない。
- 3 企業長は、原因者に対し、工事完了後速やかに報告書を提出するよう求めるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業団ブロック統括センター所長及び広域送水管理センター所長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。